

大台町監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和7年12月25日

大台町監査委員 山本晃史  
大台町監査委員 岸 良 隆

令和 7 年度

定期監査報告書

大台町監査委員

# 令和7年度 定期監査報告書

## 1 大台町監査基準への準拠

この監査は、大台町監査基準(令和2年大台町監査告示第1号)に準拠して実施した。

## 2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査

## 3 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行した事務事業等について監査を実施した。

### 【対面での監査】

総務課、戦略企画課、税務住民課、福祉課、健康ほけん課、生活環境課、産業課、森林課、建設上下水道課、会計課、報徳診療所、子ども教育課、生涯学習課

### 【書面での監査】

日進出張所、川添出張所、荻原出張所、領内出張所、大杉谷出張所、議会事務局

## 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、予算の執行等が適正かつ効率的に行われているか。

## 5 監査の実施内容

- (1) 事前に提出された監査資料(委託料、負担金補助及び交付金の事務事業執行状況)に基づき課長等関係職員から説明を受け、質疑応答形式により実施した。
- (2) 工事等の実施個所について、現場監査を実施した。

## 6 監査の日程

令和7年度の事務執行等について、下記のとおり実施した。

月 日	午 前	午 後
11月 6日(木)	総務課・税務住民課	会計課・生活環境課
11月 7日(金)	報徳診療所・福祉課	建設上下水道課
11月 11日(火)	子ども教育課・生涯学習課	戦略企画課
	産業課・森林課	
11月 12日(水)		健康ほけん課

11月20日（木）	<p><b>【現場監査】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 町道東彦線舗装工事（建設上下水道課）</li> <li>2. 町道三瀬佐原線舗装工事（建設上下水道課）</li> <li>3. 北畠谷川河川改修工事（繰越）（建設上下水道課）</li> <li>4. 柳谷川災害復旧工事（繰越）（建設上下水道課）</li> <li>5. 町道舟木谷坂瀬線排水改良工事（建設上下水道課）</li> <li>6. 三ツ谷池公園修繕工事（生活環境課）</li> <li>7. 日進放課後児童クラブ施設改修工事（子ども教育課）</li> <li>8. 町道千代下出線排水改良工事（建設上下水道課）</li> </ol>
-----------	--

## 7 監査の結果

一般会計、特別会計及び企業会計（水道事業会計・生活排水事業会計）全てにおいて監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略した。

監査の結果等に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

### （1）一般会計・特別会計の状況

#### ア 予算執行状況について

一般会計の予算の執行状況は、9月末日現在で予算現額 85 億 8,031 万 9 千円に対し、収入済額は 38 億 9,806 万 6,935 円で収入率 45.4%（前年同期 45.0%）となっている。

支出負担行為額は 45 億 6,911 万 2,172 円で執行率 53.3%（前年同期 49.7%）となり、前年に比較するとやや高い執行状況となっている。

（単位：円、%）

会計名	予算現額	収入済額	収入率	前年度 収入率	支出負担行為額	執行率	前年度 執行率
一般会計	8,580,319,000	3,898,066,935	45.4	45.0	4,569,112,172	53.3	49.7
国民健康保険事業	1,173,307,000	431,601,746	36.8	37.5	440,497,440	37.5	40.7
介護保険事業	1,732,165,000	778,620,540	45.0	44.5	727,922,854	42.0	41.2
後期高齢者医療事業	364,276,000	189,462,616	52.0	50.1	183,518,958	50.4	45.3

#### イ 町税の徴収状況について

##### （ア）現年度分

現年度分の町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税を合わせた現年度分の町税の調定額及び収入済額は、前年に比較するといずれも増加しており、調定額では約 5,938 万円、収入済額では約 4,277 万円の増加となっている。

## 町税（国保税除く）

区分	令和6年度	令和7年度	前年度対比
調定額（円）	914,900,552	974,285,100	59,384,548
収入済額（円）	584,040,293	626,807,813	42,767,520
徴収率（%）	63.8	64.3	

### ① 町民税

個人町民税の調定額は、約3億3,243万円（前年度同期約2億9,467万円）で、前年に比較して約3,776万円増加し、納税義務者のうち均等割のみの人数が、340人減少している。これは、定額減税により減税されていた分が元どおりになったことが大きく影響している。

#### 個人町民税

区分	令和6年度	令和7年度	前年度対比
調定額（円）	294,666,000	332,429,600	37,763,600
収入済額（円）	145,288,377	173,640,499	28,352,122
徴収率（%）	49.3	52.2	
均等割のみの納税義務者数（人）	851	511	-340

法人町民税の調定額は、約2,827万円（前年度同期約2,135万円）で、前年に比較して約693万円増加している。

#### 法人町民税

区分	令和6年度	令和7年度	前年度対比
調定額（円）	21,347,200	28,272,900	6,925,700
収入済額（円）	22,862,100	29,082,800	6,220,700
徴収率（%）	107.1	102.9	
納税義務者数（人）	273	275	2

### ② 固定資産税

純固定資産の調定額は、約5億5,394万円（前年度同期約5億3,500万円）で、前年に比較して約1,894万円増加している。これは、償却資産において、大臣配分（関係市町村が二つ以上の都道府県にまたがる償却資産）が、前年度より約1,659万円増加したことが影響している。

	区 分	令和6年度	令和7年度	前年度対比
純固定資産 (土地・家屋・償却資産)	調定額(円)	534,998,800	553,937,100	18,938,300
	収入済額(円)	356,468,963	365,268,714	8,799,751
	徴収率(%)	66.6	65.9	
国有資産等	調定額(円)	5,643,500	5,527,600	-115,900
	収入済額(円)	5,643,500	5,527,600	-115,900
	徴収率(%)	100.0	100.0	
計	調定額(円)	540,642,300	559,464,700	18,822,400
	収入済額(円)	362,112,463	370,796,314	8,683,851
	徴収率(%)	67.0	66.3	

### ③ 軽自動車税

軽自動車税の調定額は、約 3,748 万円（前年度同期約 3,728 万円）で、前年に比較して約 21 万円増加している。登録台数は 34 台減少しているが、自家用四輪乗用車で、登録後 13 年を経過した重課税率の適用車が増加したことが主な要因である。

#### 軽自動車税

区 分	令和6年度	令和7年度	前年度対比
調定額(円)	37,276,300	37,484,600	208,300
収入済額(円)	36,608,000	36,654,900	46,900
徴収率(%)	98.2	97.8	
軽自動車登録台数(台)	4,889	4,855	-34

### ④ たばこ税

たばこ税の調定額は、近年の健康志向から喫煙者の減少により約 1,663 万円（前年度同期約 2,097 万円）で、約 434 万円の減少となっている。

なお、9 月調定時の売り渡し本数では、143,712 本の減少となっている。

#### たばこ税

区 分	令和6年度	令和7年度	前年度対比
調定額(円)	20,968,752	16,633,300	-4,335,452
収入済額(円)	17,169,353	16,633,300	-536,053
徴収率(%)	81.9	100.0	
売り渡し本数(本)	3,201,879	3,058,167	-143,712

### (イ) 滞納繰越分

町民税、固定資産税、軽自動車税を合わせた滞納繰越分の調定額は約 3,123 万円（前年度同期約 3,076 万円）で、前年に比較して約 47 万円増加している。

滞納繰越分の中でも固定資産税が 7 年度 79.0%（24,678,537 円 / 31,233,814 円）、6 年度 79.1%（24,341,975 円 / 30,763,151 円）を占めている状況である。

#### 滞納繰越分

税目	区分	令和6年度	令和7年度	前年度対比
町民税	調定額（円）	4,971,912	5,504,113	532,201
	収入済額（円）	1,441,503	1,515,727	74,224
	徴収率（%）	29.0	27.5	
固定資産税	調定額（円）	24,341,975	24,678,537	336,562
	収入済額（円）	2,239,070	1,081,475	-1,157,595
	徴収率（%）	9.2	4.4	
軽自動車税	調定額（円）	1,449,264	1,051,164	-398,100
	収入済額（円）	393,500	154,100	-239,400
	徴収率（%）	27.2	14.7	
計	調定額（円）	30,763,151	31,233,814	470,663
	収入済額（円）	4,074,073	2,751,302	-1,322,771
	徴収率（%）	13.2	8.8	

### (2) 公営企業会計の状況

#### ア 水道事業会計について

給水件数は 4,272 件（前年度同期 4,316 件）で、前年度より 44 件減少している。予算の執行状況については、収入及び支出とも適正に処理されているものと認められた。今年度上半期の経理の状況（消費税込み）は、営業収益と営業外収益を合わせた水道事業収益は、約 1 億 6,685 万円（前年度同期約 1 億 4,861 万円）で、前年度より約 1,824 万円増加している。また、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた水道事業費用は、約 2 億 2,114 万円（前年度同期約 2 億 1,116 万円）で、前年度より約 998 万円増加している。

（単位：円：消費税込）

区分	令和7年度		令和6年度 上半期決算額	執行率	前年度対比
	予算額	上半期決算額			
第1款 水道事業収益	434,424,000	166,852,572	148,612,701	38.4%	18,239,871
第1項 営業収益	235,896,000	119,086,657	98,420,594	50.5%	20,666,063
第2項 営業外収益	198,528,000	47,765,915	50,192,107	24.1%	-2,426,192
第2款 水道事業費用	483,717,000	221,142,486	211,156,432	45.7%	9,986,054
第1項 営業費用	445,220,000	206,160,015	195,100,816	46.3%	11,059,199
第2項 営業外費用	37,347,000	14,848,623	15,991,002	39.8%	-1,142,379
第3項 特別損失	150,000	133,848	64,614	89.2%	69,234
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0.0%	0

経営状況（消費税抜き）については、営業収益 108,261,870 円（うち給水収益 107,792,870 円）に対し、営業費用 201,575,939 円で、差し引き 93,314,069 円の不足となっている状況である。

水道管の老朽化、耐震化に向けた取組については、国の補助金の活用など計画的に進めていくことが求められる。

(単位：円：消費税抜)

勘定科目	令和7年度	令和6年度	前年度対比
水道事業収益 (A+B+C) ①	156,027,785	139,673,127	16,354,658
営業収益 A	108,261,870	89,481,020	18,780,850
給水収益	107,792,870	88,439,940	19,352,930
受託工事収益	0	7,600	-7,600
その他営業収益	469,000	1,033,480	-564,480
営業外収益 B	47,765,915	50,192,107	-2,426,192
受取利息及び配当金	85915	5511	80,404
他会計補助金	0	0	0
長期前受金戻入	47,680,000	48,128,000	-448,000
雑収益	0	2,058,596	-2,058,596
特別利益 C	0	0	0
水道事業費用 (D+E+F) ②	216,558,410	207,261,693	9,296,717
営業費用 D	201,575,939	191,206,077	10,369,862
原水及び浄水費	32,149,290	30,365,564	1,783,726
配水及び給水費	10,850,501	5,357,325	5,493,176
総係費	21,170,148	16,913,188	4,256,960
減価償却費	137,406,000	138,570,000	-1,164,000
資産減耗費	0	0	0
その他営業費用	0	0	0
営業外費用 E	14,848,623	15,991,002	-1,142,379
支払利息及び企業債取扱諸費	14,848,623	15,991,002	-1,142,379
雑支出	0	0	0
特別損失 F	133,848	64,614	69,234
過年度損益修正損	133,848	64,614	69,234
その他特別損失	0	0	0
差引純利益（▲損失）(①-②)	-60,530,625	-67,588,566	7,057,941

#### イ 生活排水処理事業会計について

下水道事業の処理戸数は 564 戸（前年度同期 559 戸）で、前年度より 5 戸増加している。公共浄化槽事業の処理戸数は 1,177 戸（前年度同期 1,199 戸）で、前年度より 22 戸減少している。

予算の執行状況については、収入及び支出とも適正に処理されているものと認められた。今年度上半期の経理の状況（消費税込み）は、営業収益と営業外収益それに特別利益を合わせた生活排水事業収益は、約 1 億 5,910 万円（前年度同期約 1 億 6,420 万円）で、前年度より約 510 万円減少している。

一方、営業費用、営業外費用、特別損失を合わせた生活排水事業費用は、約 1 億 3,879 万円（前年度同期約 1 億 3,634 万円）で、前年度より約 245 万円増加している。

（単位：円：消費税込）

区分	令和7年度		令和6年度 上半期決算額	執行率	前年度対比
	予算額	上半期決算額			
第1款 生活排水処理事業収益	306,371,000	159,100,534	164,197,642	51.9%	-5,097,108
第1項 営業収益	110,896,000	55,705,867	56,003,562	50.2%	-297,695
第2項 営業外収益	195,475,000	103,394,667	107,764,080	52.9%	-4,369,413
第3項 特別利益	0	0	430,000	—	-430,000
第2款 生活排水処理事業費用	325,428,000	138,791,291	136,335,493	42.6%	2,455,798
第1項 営業費用	314,755,000	134,453,462	132,040,505	42.7%	2,412,957
第2項 営業外費用	9,629,000	4,337,829	4,294,988	45.0%	42,841
第3項 特別損失	44,000	0	0	0.0%	0
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0.0%	0

経営状況（消費税抜き）については、特に、営業収益 50,643,018 円（うち下水道収益 20,416,118 円、浄化槽収益 30,212,900 円）に対し、営業費用 127,440,605 円で差し引き 76,797,587 円の不足となっており、生活排水処理事業において、料金収入と事業費に大きな乖離が生じている。

(単位：円：消費税抜)

勘定科目	令和7年度	令和6年度	前年度対比
生排事業収益 (A+B+C) ①	154,035,913	159,128,096	-5,092,183
営業収益 A	50,643,018	50,934,016	-290,998
下水道収益	20,416,118	20,304,118	112,000
浄化槽収益	30,212,900	30,111,534	101,366
その他営業収益	14,000	518,364	-504,364
営業外収益 B	103,392,895	107,764,080	-4,371,185
受取利息及び配当金	161,364	9,577	151,787
他会計補助金	70,000,000	75,000,000	-5,000,000
長期前受金戻	33,176,000	32,718,000	458,000
雑収益	55,531	36,503	19,028
特別利益 C	0	430,000	-430,000
生排事業費用 (D+E+F) ②	131,778,434	129,355,649	2,422,785
営業費用 D	127,440,605	125,060,661	2,379,944
管渠費	5,920,529	5,562,167	358,362
修理場費	12,791,146	12,024,853	766,293
浄化槽費	51,272,230	52,050,500	-778,270
総係費	4,352,700	3,992,141	360,559
減価償却費	53,104,000	51,431,000	1,673,000
資産減耗費	0	0	0
その他営業費用	0	0	0
営業外費用 E	4,337,829	4,294,988	42,841
払利息及び企業債取扱諸費	4,337,829	4,294,988	42,841
支出し費	0	0	0
特別損失 F	0	0	0
過年度損益修正損	0	0	0
その他特別損失	0	0	0
純利益 (▲損失) (①-②)	22,257,479	29,772,447	-7,514,968

### (3) 意 見

#### 【共通事項】

##### ア 予算執行について

予算の執行に関しては、支出負担行為の時期を逸している事務処理が散見された。整理する時期は、大台町予算の編成及び執行に関する規則及び大台町会計規則に定められている適切な時期に処理をされたい。支出負担行為は、地方自治法第232条の3で「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない」と規定していることから、支出負担行為の時点で、「科目が設定されていること」、「支出科目的予算の範囲内であること」、「支出の内容が支出科目的目的に沿うこと」、「金額の妥当性（根拠となる見積書、内訳書等の金額に過誤等がないか）」、「支出の原因となる行為の適時性（今しなくてはいけないものなのか）」、「支出の原因となる行為自体の必要性等について検討すること」等を確認しなければならない。支出負担行為は、支出事務の中で重要なものであり、単なる形式的な手続きとは捉えず、その法意と法益を常に意識し、執り行うよう努められたい。

##### イ 滞納整理について

滞納整理に関しては、大多数の納税者、債務者が納期内に納付していることから、一部の滞納者を放置しておくことは公平性の観点からも許されることではない。

今後も徴収体制を強化するとともに、適切な指導や滞納整理の実施による徴収率の向上に向けて努力されたい。

##### ウ 補助金の交付について

補助金等交付規則に沿った事務手続き（申請、決定、実績報告、確定など）が適正に行われているかについて抽出して確認した。事務手続きについては概ね適正であると認められるが、補助金の交付に当たっては、実績報告書に基づき補助事業の成果を確認することをさらに徹底されたい。

##### エ 契約事務について

随意契約ができる場合として、地方自治法施行令第167条の2で規定されている。安易に前例踏襲するのではなく、理由の明確化をはかり、経済的な効果も見定めて事務処理をされたい。

また、各種契約事務については、契約事務取扱要領に基づき、適正かつ円滑な契約事務に努められたい。

##### オ 事務処理について

起案文書には、文書日付、文書番号、要処理期限、決裁年月日、発行年月日欄が設けられているが、記載漏れが散見される。起案文書の記載について徹底されたい。

## 【個別事項】

### ア 公文書公開請求について（総務課）

建設上下水道課水道事業（長ヶ地内配水管布設替工事（第10工区））に対する公文書公開請求において、公開を請求する公文書の内容の記載が曖昧である。開示文書を特定するためには、開示を求める書類を具体的に記載することを求め、請求書を受け付けるべきである。

また、公文書公開請求書の様式に日付欄がなく、請求日が不明である。様式への日付欄の追加を検討されたい。

### イ 公共施設の脱炭素化について（総務課・生活環境課）

総務課では、公共施設のLED化にあたり現況調査及び計画策定を業務委託し、検討を行っている。一方、生活環境課においては、公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査を業務委託している。

LED化と太陽光発電は別物であるが、脱炭素や電力使用量の削減を図ることは同じであるため、関係課間で情報を共有し連携を図り事業を推進されたい。

### ウ パソコン等備品について（戦略企画課）

職員用パソコンの更新業務について、パソコンの設定業務を職員が行うことで多額の経費削減に繋がっている。今後も、創意工夫のうえ経費削減に努められたい。

今回購入したパソコンについて、備品台帳は作成しているが、設置場所（配置場所）が不記載であった。備品を管理するためには、設置場所の把握が必要であるため、台帳へ記載し適正に管理されたい。

### エ 障がい者グループホーム緊急整備事業費補助金について（福祉課）

補助金の交付手続きにおいて、提出された実績報告書の決裁処理がされていない。補助金交付規則及び障がい者グループホーム緊急整備事業費補助金交付要綱に基づき適正に事務手続を行われたい。

### オ 生活困窮者自立支援事業委託について（福祉課）

社会福祉協議会と616万円で委託契約を締結しているが、委託料の積算根拠が示されていない。委託料を算定するには、積算根拠や業務内容を記載した内訳書をもって、その業務の履行が可能かどうか十分審査する必要がある。委託料の積算根拠や業務内容について確認されたい。

### カ 宮川歯科診療所の備品購入について（健康ほけん課）

宮川歯科診療所のガス滅菌器（638,000円）を購入しているが、宮川歯科診療所は指定管理施設であり、指定管理協定書の覚書において、100万円未満の備品は、指定管理者が負担することとなっている。協定内容を見直すなど齟齬がないように整理されたい。

キ 特別会計について（健康ほけん課）

国民健康保険事業・介護保険事業・後期高齢者医療事業の三つの保険事業については、それぞれの制度の内容、人口構造、医療・介護施設の状況、予防対策等の課題は多くあるが、長期的な計画による安定した運営に努められたい。

ク 森林作業道開設等整備事業補助金について（森林課）

交付要綱第4条の規定により提出された森林作業道開設等整備事業計画書について、記載事項である事業完了予定年月日が正しく記載されていない。補助金の交付にあたっては、提出された関係書類等に不備がないか十分確認し処理されたい。

ケ 道路台帳整備委託・簡易地理情報システム更新業務委託について

（建設上下水道課・戦略企画課）

道路台帳整備（建設上下水道課）と簡易地理情報システム更新業務（戦略企画課）を合わせて委託契約しているが、契約事務の決裁過程において施行伺い以降の書類に建設上下水道課の合議決裁がされていない。事務手続については、両課で共有し処理されたい。

コ 予算成立前の契約準備行為について（建設上下水道課 生活排水処理事業）

予算成立前に委託業務の見積を依頼するときは、相手方への依頼文書に予算が成立することが条件であることを記載すべきである。

サ 予算額を超える設計金額・予定価格の設定について

（建設上下水道課 生活排水処理事業）

処理場維持管理業務委託の設計金額及び予定価格が、予算額を超えて設定されている。予算書において、同一款内での各項間の経費については、流用することができると定められているが、施工伺いなど起案文書に予算を流用することを記載しておくことが望ましい。